

議案第 17 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 10 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年墨田区条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 19 条第 1 項及び第 2 項」を「第 19 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項」に改める。

第 14 条第 2 号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第 15 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

育児休業法第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は、30 分を単位として行うものとする。

第 15 条第 2 項中「勤務時間条例第 16 条の 4 第 1 項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第 17 条の 4 第 1 項」を「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 10 年墨田区規則第 10 号。以下「勤務時間規則」という。）第 25 条の 4 第 4 項若しくは幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 12 年墨田区教育委員会規則第 7 号。以下「幼稚園教育職員勤務時間規則」という。）第 30 条の 4 第 4 項」に、「子育て部分休暇」を「第 1 号子育て部分休暇」に、「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、勤務時間規則第 25 条の 4 第 6 項又は幼稚園教育職員勤務時間規則第 30 条の 4 第 6 項に規定する第 2 号子育て部分休暇に係る申出（申出内容

の変更による場合を含む。) をしている職員については、第 1 号部分休業を承認することはできない。

第 15 条第 3 項本文中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同項ただし書中「規則」を「墨田区規則」に、「子育て部分休暇」を「第 1 号子育て部分休暇」に、「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 勤務時間条例第 18 条第 2 項の規定に基づく墨田区規則の規定による第 2 号子育て部分休暇に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている非常勤職員については、第 1 号部分休業を承認することはできない。

第 15 条の次に次の 4 条を加える。

（第 2 号部分休業の承認）

第 15 条の 2 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

(1) 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

2 勤務時間規則第 25 条の 4 第 4 項、幼稚園教育職員勤務時間規則第 30 条の 4 第 4 項又は勤務時間条例第 18 条第 2 項の規定に基づく墨田区規則に規定する第 1 号子育て部分休暇に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている職員については、第 2 号部分休業を承認することはできない。

（育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間）

第 15 条の 3 育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

（育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第 15 条の 4 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準と

して条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、勤務時間規則第25条の4第6項、幼稚園教育職員勤務時間規則第30条の4第6項又は勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく墨田区規則に規定する第2号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある職員については、当該各号に定める時間から当該第2号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの平均勤務時間（全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間（その時間に1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）をいう。）に10を乗じて得た時間（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第15条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第16条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第17条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第17条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休

業法」という。) 第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の第15条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正を踏まえ、1年につき10日分の勤務時間に相当する時間を勤務しないことができる部分休業の制度を創設する必要がある。